

平成 22 年 第 580 号

5
月

KOHO OWANI

おおわに
広報大鰐

HEALTHY・COLORFUL・BRIGHT TOWN

健やか・彩り・輝きのまち

大鰐町ホームページアドレス <http://www.town.owani.aomori.jp>

青森県
大鰐町
広報誌



大鰐町消防出初式・大鰐保育園幼年消防クラブ(平成22年3月28日)

「火の用心」

今年は近年になく
雪の多い冬となり
遠くカナダの地では
オリンピックの聖火が
赤々と燃えた
子どもたちの
掛け声とともに
春もやってきた
火の用心
マッチ一本



福田修子選手の健闘を讃える会(平成22年3月15日・おおわに山荘)

Topics
話題

大鰐町林業育成会が全国大会で林野庁長官賞を受賞

大鰐町林業育成会会長大平正善氏が3月3日、国立オリンピック記念青少年総合センターで行なわれた全国林業研究グループ連絡協議会主催の平成21年度全国林業グループコン



二川原町長に受賞を報告する大平会長(前列左から二人目)と会員

クール全国大会」に全国7グループのうち北海道・東北ブロック代表として出場し、林野庁長官賞を受賞しました。

発表を行なった大平会長は「大鰐町林業育成会は設立から15年目になります。低コスト化での機械化、団地化、補助金の最大限の活用による大鰐方式での間伐事業が全国的にも評価され、林野庁長官賞をいただくことができました。健全な地球環境のためには、健全な森づくりが必要。引き続き、森林所有者負担金ゼロを目標とする間伐事業に取り組んでいきたいと思っています。今までは財産区有林を中心に実施しておりましたが、今後は個人の森林所有者にも積極的に働きかけていきたいと思っています」と、語っていました。

鰐COMOが100万人入浴者数達成

大鰐地域交流センター「鰐COMO」が3月17日、開業以来100万人の入浴者数を数えました。

この日、幸運者となったのは菅原春雄さん(蔵館・78歳)で、



100万人目の菅原春雄さん(右)

鰐COMOの運営管理を行なっている八木橋孝勇理事長(プロジェクト)におおわに事業協同組合)より、32型テレビや花束、大鰐物産などの記念品が贈られました。

菅原さんは、思いがけない幸運に戸惑いながらも、鰐COMOができた頃から毎日のように通っています。めったにないことなので嬉しい」と、喜びを語っていました。

平成19年6月2日に50万人を達成しており、八木橋理事長は、昨年6月に営業を引き継いで、新型インフルエンザが騒がれた時は、客足が目に見えて減ったこともあった。思ったよりも早く100万人を達成することができました。これからも従業員一同、世界一のサービスをモットーに愛される施設を目指します」と、語っていました。

火の用心について

私たち、商工会青年部(部長清水崇則)では、毎年3月下旬の空気の乾燥した時期にあわせ、商工会青年部員並びに部員の子供たちや、地元の小学生とともに、大鰐温泉駅から商店街・大円寺通りを練り歩きながら、町民に火の用心を呼びかけております。

今回も若干肌寒かったので、すが、全員で、火の用心マツチ一本火事のもと」と、大きな掛け声で呼びかけて、火の用心の活動を行なうことができました。来年も、この活動は継続する予定です。

【大鰐町商工会青年部】



T o w n 町の

消防出初式

大鰐町消防出初式が3月28日、町役場・鰐（Ore）裏・大鰐中学校・手古奈通りなどを会場に行なわれ、放水訓練、人員服装点検、機械器具点検、分列行進などを実施しました。

分列行進では、半てん姿も凛々しい大鰐保育園幼年消防クラブの園児達が拍子木に合わせて防火を呼びかけ、沿道に詰めかけた観衆から大きな拍手が送られていました。

また、中学校体育館では平成21年度の消防功労者等に対する表彰も行なわれました。

平成21年度消防功労表彰者

【消防庁長官】

功労章

本部団長

前田清勝

【青森県知事】

永年勤続功労章

本部団副分団長 工藤慶一

第2分団副分団長 菊池宏治

第9分団副分団長 斎藤孝幸

第9分団部長 山内淳一

第10分団分団長 吹田一雄

第13分団分団長 大湯隆裕

第14分団部長 幸山忠勝

【日本消防協会長】

勤続章

第9分団分団長 山内高信

【青森県消防協会長】

表彰旗

大鰐町消防団

分団表彰

第14分団

功労章

第9分団分団長 山内高信

勤功章

第5分団分団長 前田秀昭

第6分団分団長 山中一泰

第8分団分団長 高橋藤人

第10分団分団長 吹田一雄

第12分団分団長 佐藤信一

第14分団分団長 幸山 力

第16分団分団長 佐々木垂芳

勤続章(10年)

第1分団団員 長井良之

第2分団団員 横山茂樹

第3分団団員 原子 丈

第4分団団員 藤田定昭

第4分団団員 築館定幸

第7分団団員 伴 浩之

第15分団班長 福原朋和

第17分団班長 柴田そのみ

第17分団団員 高橋ぬい子

勤続章(15年)

第6分団班長 山中光義

第7分団班長 木田義久

第9分団班長 斎藤桃夫

第12分団班長 山口 均

第12分団団員 山口裕仁

第16分団団員 山中寛幸

第17分団分団長 島内恵子

第17分団副分団長 藤田やなぎ

第17分団班長 山内聖子

第17分団班長 成田レイ子

第17分団班長 阿保京子

第17分団団員 三浦ユカリ

勤続章(20年)

第5分団分団長 前田秀昭

第9分団班長 須藤 勝

第12分団班長 原田幸樹

第15分団班長 三浦弘樹

勤続章(25年)

本部分団長 工藤慶一

第2分団副分団長 菊池宏治

第9分団副分団長 斎藤孝幸

第9分団部長 山内淳一

第10分団分団長 吹田一雄

第13分団分団長 大湯隆裕

第14分団部長 幸山忠勝

【大鰐町長表彰】

功労章(30年)

第9分団分団長 山内高信

永年勤続功労章(25年)

本部団副分団長 工藤慶一

第2分団副分団長 菊池宏治

第9分団副分団長 斎藤孝幸

第9分団部長 山内淳一

第10分団分団長 吹田一雄

第13分団分団長 大湯隆裕

第14分団部長 幸山忠勝

優良団員表彰

第1分団団員 古坂卓司

第2分団団員 山本信吾

第3分団団員 大川英一

第4分団団員 築館定幸

第5分団団員 山田嘉明

第6分団団員 下山 俊

第7分団団員 貴田伸也

第8分団団員 水木弘樹

第9分団団員 山内和栄

第10分団団員 吹田祐樹

第11分団団員 山谷高志

第12分団団員 山口直幸

第13分団団員 工藤尚紀

第14分団団員 幸山 均

第15分団団員 後藤勝彦

第16分団団員 佐々木 慎

第17分団団員 高橋ぬい子

感謝状

前本部団副分団長大川 清故)

前第6分団分団長 外崎義則

前第8分団分団長 水木孝光

前第16分団分団長 佐々木健幸



ご存知ですか公的年金制度

詳しくは
町役場住民生活課
国民年金係 ☎ 48 2111
内線 327(成田)

学生納付特例の申請は忘れずに

学生納付特例制度は、学生の方が、将来、年金を受け取る事ができなくなることや、不慮の事故や病気により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。(ご本人の所得に関する審査により承認されない場合があります)

学生納付特例制度の承認期間は、原則、申請された年度4月から3月まで)に限り、毎月の毎年の申請が必要となります。手続きはお忘れなく。

老齢基礎年金との関係

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として25年以上の「保険料納付済期間等」が必要ですが、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、この「保険料納付済期間等」に含まれます。例えば、「23年の保険料納付」と「2年の学生納付特例期間」があれば、合わせて25年の「保険

料納付済期間等」になるわけですが、

ただし、年金額の計算の対象となる期間には含まれません。10年以内であれば、さかのぼって納付することが可能なので、将来の年金額を考慮すると、就職された後などに猶予された期間の保険料を納付することをお勧めします。

障害基礎年金との関係

障害基礎年金は、その障害の状態が障害年金を受給できるような状態であっても、一定の「保険料納付済期間等」がなければ受け取ることができません。老齢基礎年金と同様に、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、「保険料納付済期間等」に含まれますので、万が一の時も安心です。

老齢基礎年金の繰上げ請求は慎重に

老齢基礎年金は、原則として65歳から受け取ることができ、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受け取ることができます。しかし、繰上げ受給の請求をし

た時点で応じて年金額が減額され、その減額率は一生変わりがありません。

【繰上げ請求の主な注意事項】

特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の一部が支給停止されます。事後重症による障害基礎年金を受け取ることができなくなります。

寡婦年金を受け取ることができなくなります。

国民年金に任意加入することと保険料を追納することができなくなります。

繰上げ請求は取り消すことができません。

以上のように、繰上げ請求をすることによる制約も出てきます。これらを踏まえ、老齢基礎年金の繰上げ請求は慎重にお考えください。

国民年金基金に加入して年金を増やしませんか？

国民年金基金は、国民年金保険料を納めている方だけが加入できる公的な年金制度です。終身年金が基本ですが、2口目

以降確定年金との組み合わせもできます。

加入しやすくなりました。基本となる一口目の年金月額を引き下げ、それに見合った掛金の引き下げが行われました(45歳未満)。

2口目以降の確定年金の種類が増えました。

これまで確定年金は、型65歳(80歳)、型65歳(75歳)、型60歳(75歳)でしたが、型60歳(70歳)、型60歳(65歳)が新設されました。

加入人数の増減は自由ですので、余裕ができたときに増口し、余裕がなくなつたときは減口できます。途中で掛金が納められなくなつたときは、掛金を一時停止することもできます。

掛金は全額社会保険料控除となり、受け取る年金は公的年金等控除が受けられます。(ご遺族が受け取る一時金は非課税です)

お問い合わせ・資料請求先

青森県国民年金基金 フリーダイヤル ☎ 012 65 4192 千030 0802 青森市本町1 4 17三井生命青森ビル2F <http://www.aomori-kin.or.jp>

企画観光課だより

町内掲示板を設置しました。

町では、宝くじの助成金(財)自治総合センター)を受けて、町内の屋外掲示板を10箇所を設置しました。

アルミ製、アクリル引き違い戸式のもので、内部ボードへは画紙で貼り付け可能となっています。



平成22年度保育料については、下記のとおりとなりましたのでお知らせします。

保健福祉課だより

平成22年度大鰐町保育料徴収基準額表



(参考)国基準額

階層 区分	児童の保護者の課税状況		保育料基準額(月額)						
			入所月初日の満年齢						
			0～2歳	保育料軽減 対象児童	3歳以上	階層	0～2歳	3歳以上	
1階層	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	0円	1階層	0円	0円	
2階層	前年分の所得 税額が課税さ れない世帯で、 前年度の市町 村民税が次に 該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	基準額	9,000円	3,000円	6,000円	2階層	9,000円	6,000円
3階層 a		市町村民税 課税世帯	基準額 (均等割のみ)	15,000円	5,000円	13,000円	3階層	19,500円	16,500円
3階層 b	基準額 (所得割あり)		17,000円	5,660円	15,000円				
4階層 a	前年分の所得 税額課税世帯 のうち、所得 税額が次の区 分に該当する 世帯	所得税額が20,000円未満		22,000円	7,330円	19,000円	4階層	30,000円	27,000円
4階層 b		所得税額が20,000円以上 40,000円未満		24,000円	8,000円	21,000円			
5階層 a		所得税額が40,000円以上 71,500円未満		30,000円	24,830円	27,000円	5階層	44,500円	41,500円
5階層 b		所得税額が71,500円以上 103,000円未満		32,000円	25,500円	29,000円			
6階層		所得税額が103,000円以上 413,000円未満		40,000円	33,660円	34,000円	6階層	61,000円	58,000円
7階層		所得税額が413,000円以上 734,000円未満		50,000円	43,330円	42,000円	7階層	80,000円	77,000円
8階層		所得税額が734,000円以上		65,000円	56,330円	58,500円	8階層	104,000円	101,000円

1. 課税額は児童のお父さんとお母さんの課税額を合算した額になります。

また、児童が祖父母等の扶養控除の対象になっている場合は祖父母等の課税額も合算します。

2. 住宅取得控除がされている場合は、住宅取得控除される前の課税額を使用します。

3. 同じ保育所(園)に兄弟で入所した場合は、妹、弟の保育料が基準額の半額になります。

4. 多子軽減の拡大に伴い、幼稚園児の兄・姉も保育料の算定対象になり、保育料の軽減があります。

5. 第2階層、第3階層のうち、ひとり親世帯、障害者のいる世帯は保育料の軽減があります。

6. 入所したときの年齢区分は、翌年3月まで変わりません。

7. 「保育料軽減対象児童」・・・保護者が3人以上の児童を扶養し、そのうちの第3子以降の3歳未満児

2～4階層 0～2歳は基準額の1/3が保育料

5階層以上 0～2歳は国基準額の1/2に、保育料と国基準額の1/2の額の差額の1/3を加算した額が保育料

詳しくは 町役場保健福祉課 ☎48 - 2111内線306北山

法務局だより	総務課だより
<p>「法務局なんでも相談所」を開設します</p> <p>とき / 5月29日(午前10時から午後3時まで)</p> <p>ところ / 青森地方法務局 弘前支局 2階会議室 (弘前市早稲田三丁目1番地1)</p> <p>詳しくは 青森地方法務局弘前支局 総務課 ☎26 - 1150</p>	<p>大鰐町情報公開・個人情報保護運用状況</p> <p>大鰐町情報公開条例第25条及び個人情報保護条例第39条の規定に基づき、平成21年度の運用状況を公表します。</p> <p>実施機関における請求件数、処理状況は次のとおりです。</p> <p>情報公開運用状況 町長部員 請求16件・開示15件・不存在1件 選挙管理委員会 請求1件・開示1件 【合計/請求17件・開示16件・不存在1件】</p> <p>個人情報保護運用状況 町長部員</p> <p>【請求73件・開示73件】</p>

《経営健全化計画》

休養施設事業(おおわに山荘)

- 1.平成20年度決算による資金不足額及び資金不足比率
 資金不足額 326百万円
 資金不足比率 316.1%(経営健全化基準は20.0%)



- 2.計画期間
 平成21年度から平成23年度までの3年間

- 3.経営健全化の基本方針
 平成22年度から営業休止、施設の譲渡・営業廃止等を検討
 平成23年度末で会計廃止(第三セクター等改革推進債を活用)
 一般会計からの繰入による資金不足解消

- 4.健全化の主な方策、取組みの効果額等 (単位:百万円)

項目	H 21	H 22	H 23	期間内計
営業休止による経費節減額		30	30	60
一般会計繰入金	92	84	288	464

- 5.年度ごとの比率の見通し (単位:%)

	H 20	H 21	H 22	H 23
資金不足比率	316.1	252.4		-

H22は資金不足額230百万円、営業休止のため比率は算定されません。

温泉事業

- 1.平成20年度決算による資金不足額及び資金不足比率
 資金不足額 250百万円
 資金不足比率 1,441.8%(経営健全化基準は20.0%)



- 2.計画期間
 平成21年度から平成24年度までの4年間

- 3.経営健全化の基本方針
 単年度収支の黒字化と資金不足解消後の収支均衡
 一般会計からの繰入による資金不足額の縮減

- 4.健全化の主な方策、取組みの効果額等 (単位:百万円)

項目	H 21	H 22	H 23	H 24	期間内計
収入確保(料金改定)			1	1	2
一般会計繰入金	101	70	65	40	276

- 5.年度ごとの比率の見通し (単位:%)

	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24
資金不足比率	1,441.8	997.3	999.2	349.2	-

財政健全化計画及び経営健全化計画は、大鰐町のホームページに掲載しています。
 また、役場総務課に備え付けています。

詳しくは 町役場総務課財政係 ☎48-2111

財政健全化計画等の策定について

大鰐町は、平成20年度決算による健全化判断比率のうち「将来負担比率」が早期健全化基準の350%を超えたことから、財政健全化法の定めによる「財政健全化計画」を作成し、議会の議決を経て以下(概要)のとおり定めたので町民の皆様にお知らせします。

また、休養施設事業特別会計(おおわに山荘)と温泉事業特別会計の資金不足比率が経営健全化基準の20%を超えたため、両会計の「経営健全化計画」を併せて策定しました。

将来負担比率が健全化基準を超えた要因は、スキー場を中心としたリゾート開発に係る第三セクター等の負債に対する町の負担見込が平成20年度決算で62.7億円であり、比率を200%以上押し上げていることが主因となっています。

本計画は策定にあたって、町議会、行政懇談会等を通じていただいたご意見を参考とし、町財政の健全化を早期に図るべく諸施策を盛り込んだ計画となっております。

財政健全化計画の期間は平成21年度から24年度までとなっており、計画の実行にあたって「最小のコストで最大のサービスの提供」に全庁あげて取り組む覚悟であります。

計画の実施状況を毎年度議会に報告するとともに町民の皆様へ公表し、計画と実績・成果等を比較分析し、以後の財政運営に反映させて参ります。

計画の確実な実行により、「早期に健全化基準以内」とするため努力して参りますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成22年 3月

大鰐町長 二川原和男

【計画の概要】

《財政健全化計画》

1. 基準以上となった健全化判断比率
 将来負担比率 392.6%(早期健全化基準は350%)
 一般会計で今後負担すべき負債の標準財政規模に対する比率

2. 計画期間
 平成21年度から平成24年度までの4年間

3. 財政の早期健全化の基本方針
 「行政サービスの維持」と「早期の財政健全化」の両立
 「将来負担比率」以外の指標の改善、赤字営企業の経営健全化

4. 健全化の主な方策、取組みの効果額等
 (単位:百万円)

項目	H21	H22	H23	H24	期間内計
町税の歳入確保 (固定資産税税率H21:1.4% H23:1.6%)			48	45	93
家庭ごみ収集の有料化	11	11	11	11	44
人件費の抑制 (採用凍結、給与等独自削減実施)	81	87	69	78	315
公債費負担の軽減 (低利資金への借換)	1	3	4	2	10
施設管理の見直し (山荘・スキー場等)	12	50	50	50	162
未利用財産の売却	8	5			13



5. 年度ごとの健全化判断比率の見通し (単位:%)

	H20	H21	H22	H23	H24
将来負担比率	392.6	371.6	359.0	367.4	343.0

6. 参考
 年度ごとの一般会計の財政推計等(健全化の取組み実施後)
 (単位:百万円)

年度区分	H20	H21	H22	H23	H24
歳入	5,301	5,740	5,258	5,327	4,749
歳出	5,011	5,661	5,117	5,322	4,740
実質収支	119	59	141	5	9
連結実質収支	557	555	345	185	141
基金残高	203	284	268	248	188



『健やか・彩り・輝きのまち』の歩み



大鰐町長 二川原和男

「百年に一度」といわれる米国発の金融危機は、世界経済を震撼させました。今、そこから回復しつつある国もあります。が、残念ながら我が国はまだ脱却できず、不況と雇用不安の中にあります。それは何故でしょうか。

米国は、建国以来「自由」と「民主主義」を旗印にしてきました。しかし、ソ連が崩壊し、「民主主義」の旗の意義が薄れると、残った「自由」は個人の利益追求に向かいました。しかも、それがITと金融を利用したマネーゲームであったため、所得格差やリーマンショックのような問題を起こしました。一方、戦後の日本は、米国の大量生産・大量消費の下で、物づくりに専念し急成長しました。ところが、マネーゲームに手を染めてバブルの崩壊を招き、さらに三位一体改革で弱ったところにリーマンショックが発生するという、三連打を浴びました。こうして見ますと、問題は、実体とかけ離れた経済にあったように思います。

したがって、再び物づくりや生活に密着した経済に戻す必要があり、後遺症対策を含め、一度定着した構造を変えるのは、容易ではありません。しかし、たとえ蟻の歩みになろうとも、切りかえて行くべきと考えます。このような状況の中、先般当町の林業育成会の間伐に対する取組みが評価され、北海道・東北ブロックで1位、全国大会でも2位となり、大変嬉しく思っています。

さて、私はこれまで「健やか・彩り・輝きのまち」をキャッチフレーズに、「温泉・食・自然環境・歴史・文化・スポーツ」など多彩な地域資源を総合的に活用して、誰もが心身ともに元気になる町をつくりたい。そして、人に集まってもらえる町、人の流れができる町づくりをしたい。それによって、各産業のバランスある発展を図りたいと考え、やって参りました。

まず、集客拠点として、鰐力△をつくり、管理を昨年から民間委託しましたが、物販を含め好調のようで安堵しています。しかし、残念ながらまだ町に人の流れができるまでには至っておらず、薬膳料理や温泉テラピストの活用を含め、今後の課題であります。ただ、最近近隣地域の方々と連携して、観光ルートを設定しようとしているグループがあります。新幹線の開業も近いことから、この活動を支援して内容を豊かにし、広く展開できればと考えています。

リンゴ農家は、このところ凍霜害や蔓割れが多発に加え、消費量および販売価格の低迷に悩まされています。そのため、果樹共済や経営安定対策への支援を継続しますが、遊休地を利用した栽培品目の多様化や経営形態の工夫を進める必要性を感じています。その一端として、生産・加工・販売を一体化して行なうべく、地場産品を用いたレトルト食品の開発に取組んでいる雇用創出協議会や、養豚とその商品開発およびグリーンツーリズムに取組んでいる、おおわに自然村に引き続き支援を行います。さらに、伝統野菜である温泉モヤシの生産者の育成に努めます。

医療・福祉・教育関係では、独居老人や障害者対策、一人親家庭や子育て対策に重点を置きます。また、少子化を考慮し、学校統合についても検討します。町立病院については、中間施設を併設し、さらに福祉センターと一体化して、高齢者や障害者に優しい健康総合センターにするのが私の願望です。ただし、それには財政問題と医師確保問題の解決が必要で、特に医師確保は病院の維持・採算性に直結する重要問題であるため、今後関係機関と折衝を続け、充足状況を見ながら判断したいと思っています。

財政問題ですが、先に策定した集中改革プランや外部監査報告を基に町民の皆様や職員の方々のご協力を得て逐次改善を図っており、平成24年度を目標に早期健全化団体から脱却したいと考えています。また、この度おおわに山荘を休止することとしました。さらに、最大の原因であるリゾート開発に係る五者協定に焦点を定め、その見直しに努力しているところです。

スキー場については、高原エリアに公認コースを設けて縮小すれば、経営効率も上がると考えていました。しかし、それを実施できる状況でなかったため、次善の策として皆様のアンケート結果に基づき、両エリアを経営改善に努めながら運営してきました。今後は、債権者の同意を得て三セクを清算し、新たな指定管理者を募集して運営をゆだねたいと考えています。

ところで、太宰治の『津軽』にこんな一節があります。「大鰐は、津軽の南端に近く、秋田との県境に近い所に在って、温泉よりもスキイ場のために日本中に知れ渡っているようである。山麓の温泉である。ここには、津軽藩のにおいが幽かに残っていた。……大鰐の思い出は霞んでいても懐かしい」。

大鰐の産業と文化を守り発展させて行くため、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

議案審議

第一回定例会

平成二十二年大鰐町議会第一回定例会が三月九日から三月十八日まで開かれ、平成二十二年度予算をはじめ、条例の制定、一部改正などが審議されました。

平成二十二年当初予算
今回議決した案件のうち、平成二十一年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ五十億一千九百万円で前年度当初予算に比べ、三パーセント一億五千七百三十万三千円（の減額となりました。

また、それぞれの特別会計予算では、病院事業会計予算が収益的収入及び支出がともに九億三千六十一万一千円（対前年比六十五万四千円減）、国民健康保険特別会計予算が歳入歳出それぞれ十五億四千九百二十万五千円（七千四百四十六万二千円減）、老人保健特別会計予算が歳入歳出それぞれ二十四万五千円（百九十八万六千円減）、後期高齢者医療特別会計予算が歳入歳出それぞれ九千九百六十八万七千円（四百六十五万五千円増）、介護保険特別会計予算が歳入歳出それぞれ十一億九千九百三十二万二千円（六千七百三十八万円増）、

休養施設事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ三億七千六百十四万四千円（一億八千五百六十八万四千円減）、温泉事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ一億八千九百三十一万四千円（一億八千四百二十二万円減）、簡易水道事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ三百十九万四千円（八百三十七万円減）、公共下水道事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ五億二千七百七十三万三千円（二千六百六十三万七千円増）、蔵館財産区特別会計予算が歳入歳出それぞれ一千二十五万八千円（八万円増）となりました。

【歳入】

一般会計予算のうち、町税や使用料及び手数料、諸収入など、国や県に頼らない自主財源が九億九千八百八千円で、歳入総額の十八・一パーセントにあたり、前年度当初予算に比べ二億七千七百七十七千円の減額となりました。

一方、地方交付税や国庫・県支出金、町債などの依存財源は四十一億九千九百九十二万二千円で歳入総額の八十一・九パーセントを占めています。

【歳出】

一般会計歳出予算を性質別に見ると、職員給与や特別職給、議員報酬などの人件費が九億

二千八百二十四万二千円、歳出全体の十八・五パーセント、長期債の返済などに充てられる公債費が七億八千六百五十三万五千円（歳出全体の十五・七パーセント）、国保・介護・温泉・休養などの特別会計への繰出金が六億四千七百一十一万八千円（歳出全体の十二・九パーセント）、道路や建物などを造つたり、災害復旧をしたりするための投資的経費は五千九百七十六万七千円（歳出全体の一・二パーセント）になっています。なお、次ページで新年度予算の概要について、図表で説明します。（第一回定例会において、原案の七款商工費から町開発公社への補助金一億四千二百万円と地域総合開発（株）への貸付金一億五千八百万円が削減され、十四款予備費に三億円追加する修正案が可決されました。当該補助金及び貸付金は町の義務に属する経費であることから、三月二十六日に臨時議会を開催しこの件を再議に付したが、先の議決どおり可決されたため、地方自治法第一百七十七条第三項の規定により原案どおり予算に計上したものです。）

平成二十一年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも七千六百四十七万四千円増額となり、六十億三百三十六万九千円となりました。

主な補正は、大鰐町公共施設等整備基金積立金を二千七百四十一万四千円追加、子ども手当に要するシステム機器の購入費を五百十三万円追加、全国瞬時警報システム整備に係わる工事請負費を九百二十一万二千円追加、病院事業特別会計への補助金四千万円などを追加補正したものです。

これに対応する財源は、地方交付税九千二百六十七万円、国庫支出金一億三千四百七十八万六千円、県支出金一千三十三万八千円を増額、繰入金五千七百七十二万七千円、町債八千七百八十六万一千円減額するなど、それぞれの事業に関連した歳入を調整しました。

その他、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正をそれぞれしたものです。

また、各特別会計については平成二十一年度の最終需要を見込んで予算を補正したものです。

平成二十一年度補正予算
平成二十一年度の最終の需要を見込み、また事務事業の確定等に伴い、それぞれ調整を加

大鰐町特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

大鰐町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

大鰐町特別会計条例の一部を改正する条例

大鰐町中央児童館条例の一部を改正する条例

大鰐町乳幼児医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

大鰐町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

大鰐町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

指定管理者の指定について（大鰐町都市公園施設、スキーコミュニティセンター及び索道）（当該案件は否決）

人事案件
大鰐町情報公開審査会の委員の選任の件
秋元克司・相馬康穂・中林裕雄・芳賀雅子・前田榮子
人権擁護委員の推薦
小山威光

条例案件
大鰐町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

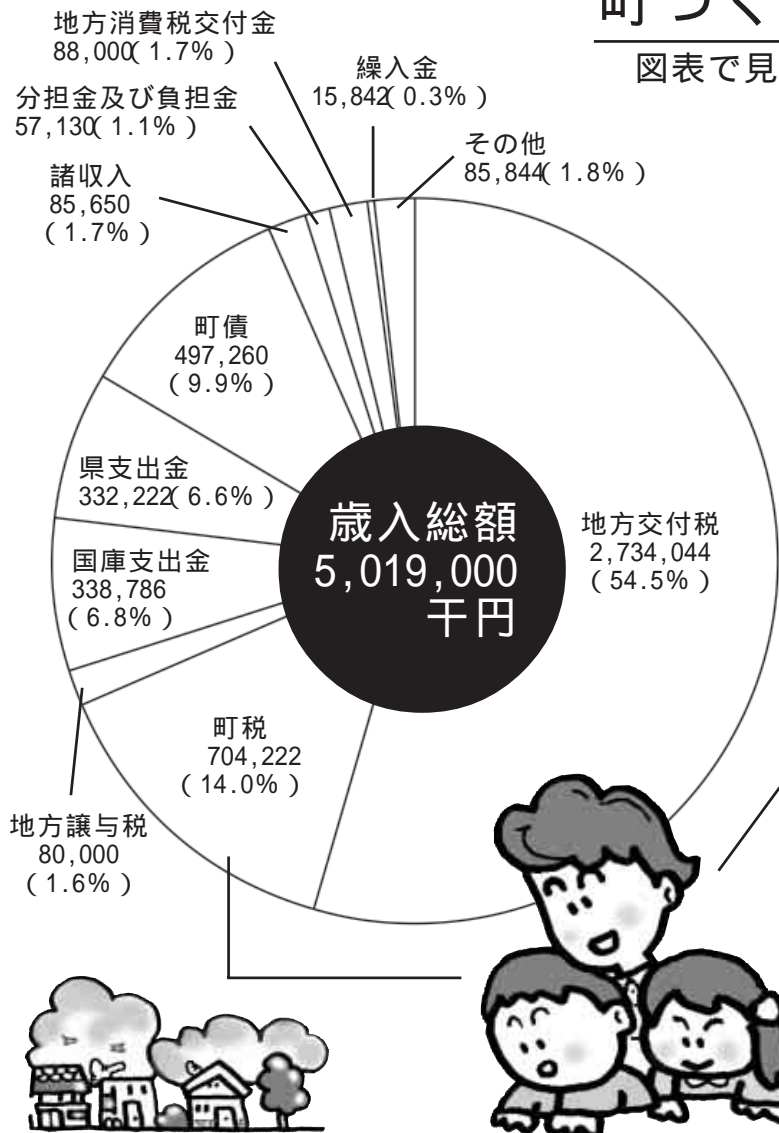
一般質問については6月号で掲載を予定しています。

総務課だより

平成22年度 対前年比で3.0%の減額

町づくりに50億1千9百万円

図表で見る一般会計



町税の内訳

歳入

(単位:千円)

町民税	262,510 (37.3%)	固定資産税	347,817 (49.4%)
軽自動車税	23,354 (3.3%)	町たばこ税	41,416 (5.9%)
特別土地保有税	2 (0.0%)	入湯税	11,402 (1.6%)
都市計画税			
17,721 (2.5%)			

22年度

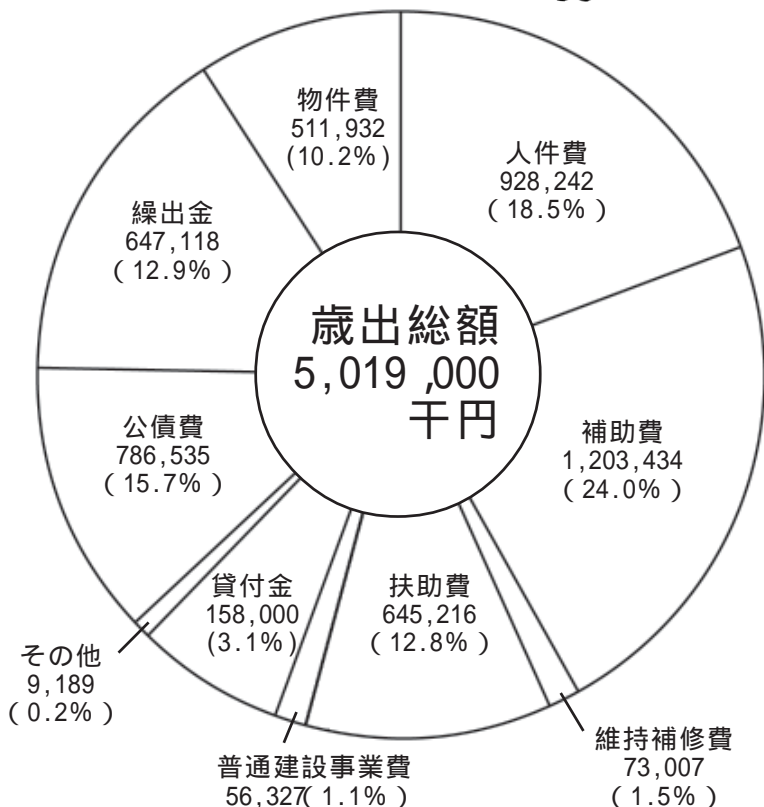


目的別の内訳

歳出

(単位:千円)

議会費	67,905 (1.4%)	総務費	851,314 (17.0%)	民生費	1,250,716 (24.9%)
衛生費	266,083 (5.3%)	農林水産費	156,829 (3.1%)	商工費	350,429 (7.0%)
土木費	358,387 (7.1%)	消防費	222,856 (4.4%)	教育費	308,477 (6.1%)
公債費	786,535 (15.7%)	災害復旧費	3,440 (0.1%)	諸支出金	388,635 (7.7%)
				その他	7,394 (0.2%)



「子ども手当」支給が始まります

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、「子ども手当」が創設されました。

子ども手当



支給対象

中学校卒業までの子どもがいる世帯(所得制限なし)

支給金額

・平成22年度 1人あたり月額・・・1万3,000円

平成22年度の支給月

- ・平成22年6月(4～5月分)
- ・平成22年10月(6～9月分)
- ・平成23年2月(10～1月分)
- ・平成23年6月(2～3月分)

平成22年3月まで児童手当を受給していた方は、平成22年6月に平成22年2月分と3月分の児童手当が支払われます。

申請できる方

- ・中学生までの子どもを養育している方
(中学生までとは、15歳の誕生日以降の最初の3月31日までをいう)

・当該市区町村に住民登録がある方

公務員の方は、勤務先からの支給となるので職場の給与担当へお問合せ下さい。

外国人の方で在留資格のない方、短期滞在の方は対象になりません。

申請の要否

平成22年3月まで、児童手当の支給を受けていた方は、申請手続きが不要ですが、それ以外の方は申請手続きが必要です。

所得制限により児童手当の支給を受けていない世帯や中学生の子どもがいる世帯は、申請手続きをする必要があります。

申請時に用意するもの

- ・申請者の印鑑(朱肉で押すもの。スタンプ印不可)
- ・申請者名義の預金通帳(ゆうちょ銀行は除く)

【厚生年金・共済年金に加入の方は】

- ・「健康保険証のコピー」

【厚生年金・共済年金以外に加入の方は】

下記保険証のコピー(いずれか1つ)

- ・健康保険被保険者証
- ・船員保険被保険者証
- ・私立学校教職員共済加入者証
- ・全国土木建築国民健康保険組合員証
- ・日本郵政共済組合員証
- ・文部科学省共済組合員証(大学等支部に限る)

【子どもと別居している方は】

- ・監護事実の申立書および世帯全員の住民票
(本籍、筆頭者、続柄記載のもの)

受給資格の認定

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合は「認定請求」を行なって下さい。

手当は認定を受けた日の翌月から支給します。ただし、月末の出生・転入の場合は、出生・転入の翌日から15日以内に手続きを行なえば、出生・転入日の翌月分から支給します。

15日特例

例)7月25日出生、8月2日請求

(出生日の翌日から15日以内)・・・8月分から支給

7月25日出生、8月12日請求

(出生日の翌日から15日経過)・・・9月分から支給

申請とお問合せは 町役場保健福祉課 ☎48 - 2111
内線303・306(小川・北山)

平成22年度全国统一防火標語

消したかな

あなたを守る 合言葉



危険物安全週間 6月6日～12日

「危険物 事故は瞬間 無事故は習慣」
を統一標語に全国一斉に危険物安全週間
が実施されます。近年、全国的に石油類な
どの危険物の取扱いにかかわる事故が増
加傾向にあります。

これらの原因の多くは、誤った取扱いや、
うっかりミスなどの人的要因にあります。
危険物を取り扱うときは、もう一度安全
を確認しましょう。また、消防本部では、
危険物安全週間にちなみ、危険物関係事業
所の消防訓練や立入検査等を実施します。



危険物取扱者保安講習

危険物取扱者免状の交付を受け、危険物
の製造所、貯蔵所及び取扱所で危険物の取
扱作業に従事している方は、定められた期
間内に受講しなければなりません。次に
該当する方は、受講申請の手続きをしてく
ださい。

平成19年度に免状の交付を受けた方
平成19年度に保安講習を受けた方
新たに危険物取扱作業に従事して1年
以内の方

【講習日程】

とき

平成22年 6月23日

ところ

岩木文化センター(あそべーる)

講習の種類

給油取扱所関係

給油取扱所で危険物の取扱作業に従事
している方

業に従事している方

一般取扱所関係

以外の危険物施設で危険物の取扱作
業に従事している方

受付期間

平成22年 5月31日～6月14日

受講料

4700円

受講申請書は消防本部(本町、☎32

104)で配布しています。

山火事防止にご協力 ください

「消さないで 小さな命の 帰る場所」

平成22年統一標語

毎年今の時期は、空気が乾燥し林野火災
が多発しています。

山火事はいつたん発生するとその消火
は難しく、大規模な火災に発展して地域社
会に甚大な影響を与えるだけでなく、貴重
な森林の回復には長い年月と多くの労力
を必要とします。

そこで、山火事の多くが、ちよつとした
火の取り扱いの不注意により発生してい
ることから、次のことを守るようにしてく
ださい。

枯葉などのある火災が起こりやすい場
所では、たき火をしないこと。

たばこの吸いがらは確実に消すとも
に投げ捨てはしないこと。

バーベキューなど火を使用する時は、指
定された場所で行い、その場を離れる時に
は完全に火を消すこと。

各自のゴミは、指定された場所に捨てる
か、持ち帰るようにしましょう。

火気を使用するときは、周囲の可燃物の
状況に十分注意するとともに、消火用の水
などを必ず用意すること。

強風・乾燥注意報などが発令されてい
るときは、火気の使用を控えること。

山火事防止にご協力下さい。

問い合わせは 弘前地区消防事務組合
消防本部 予防課 ☎32 5104



『振り込め詐欺』等不審な電話にご注意！おかしいなと思ったら黒石警察署大鰐分庁舎まで

山菜採りの遭難を防止しよう
春になると各地の山々は、山菜採りの入山者で賑わいますが、毎年、遭難が後を絶たず、中には尊い命を失う場合もあります。

平成21年の山菜採りの遭難状況を見ると、前年との比較で、発生件数は29件で6件増加、遭難者は37人で11人増加しています。また、死者は2人で4人(前年行方不明者1人含む)減少しています。

【平成21年の山菜採り遭難の特徴】

タケノコ採りの遭難が多発

山菜採りで最も遭難が多いのはタケノコ採りです。昨年の遭難者37人中30人と全体の約81パーセントがタケノコ採りでした。

高齢者の遭難が多発

遭難者37人中32人が60歳以上の方で、全体の約86パーセントを占めています。

遭難の原因は「道迷い」が圧倒的
遭難者37人中31人と全体の約84パーセントが「道迷い」となっています。

【遭難防止のためのアドバイス】

山に出かける前に

- ・できるだけ2人以上で出かける。
- ・家族などに行き先や帰宅予定時間を知らせる。

- ・万一来に備え、水・食料、ライター、雨具、コンパス、携帯電話などを持つ。
- ・体調の悪いときや悪天候のときは、絶対に無理をしない。

山に入るとき、山に入ったら

- ・集合場所の目印となる大木、木等にラジオを固定し活用するなど、目標物を定める。
- ・お互いに声を掛け合い位置を確認する。

- ・急斜面や崖など、危険な場所は避ける。

- ・集合時間を必ず守り、早めの下山を心がける。

万一、迷ったら

- ・日没後は歩き回らず救助隊を待つ。
- ・ヘリコプターの音が聞こえたら、見通しのよい場所でタオルなどを振って合図する。

お出かけは「一声」かけて「鍵」かけて / 鍵かけ・あいさつ運動実施中！

住宅侵入窃盗の発生状況(青森県:平成17年~21年)

空き巣などの住宅を対象とした侵入窃盗は、平成17年から減少傾向でしたが、平成21年は増加(平成21年中308件:前年対比+2件)に転じています。

被害の特徴

- ・侵入方法・・・「無締り」での被害が全体の約7割を占め、次いで「ガラス破り」「合かぎ」となっています。
- ・侵入口・・・「表出入口」からの侵入が全体の約5割を占め、次いで「窓(居室)」「その他の出入口」となっています。

県民の「住宅侵入窃盗」に対する不安

平成21年県政モニターアンケート調査結果。

【質問】どのような犯罪に不安を感じるか

【回答】空き巣などの住宅侵入犯罪・・・第1位

住宅侵入窃盗の被害に遭わないためには、「自宅を留守にするときは、必ず鍵をかけること」が大切です。

す。

更に、隣近所で日頃から声をかけあい、コミュニケーションを図ることによって、不審者が住宅に侵入しようとしても、「防犯の目」となり、侵入の被害を防ぐことができます。

求む！君の勇気と正義感

警察官A(大卒)を募集します

青森県人事委員会及び青森県警察本部では、警察官Aの採用試験を行ないます。採用予定人員、受験資格等は次のとおりです。

受付期間 5月31日(月)~6月25日(金)

第一次試験 7月11日(日)

試験場所 青森市

試験種別 警察官A(男性・女性)

採用予定人員 未定

受験資格 昭和53年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者または平成23年3月31日までに大学を卒業する見込みの者。

なお、警察官A(男性)のみ、警視庁、埼玉県、千葉県、神奈川県及び静岡県の警察官を志望する人も同時に受験することができます(受験資格は志望する都県によって異なるので、それぞれの都県に問い合わせてください)。

また、受験資格等は変更になることがありますので、詳細については、それぞれの試験案内で確認してください。

受験手続・その他の問い合わせ先
青森県警察本部警務課採用係 代表 ☎017-723-4211(内線2663~2666) または県内各警察署

黒石警察署大鰐分庁舎管内交通事故発生状況(平成22年3月末)

		大鰐分庁舎管内		大鰐町	
		22年	前年比	22年	前年比
人身事故	発生件数	13	0	9	2
	死者	0	0	0	0
	傷者	16	1	11	-3
物件事故		62	17	47	8

人事異動

総務課だより

大鰐町職員に関する人事異動が次の通り発令となりました。

(平成22年4月1日付)

氏名/発令事由/現所属/備考(出向配置換えに伴ない旧職は解かれたものとする)

課長級

佐藤芳忠/会計管理者/農林課副参事/会計課長事務取扱 前田克則/学務生涯学習課長/中央公民館長兼務/企画観光課副参事/おおわに山荘支配人兼務 西谷一雄/税務課副参事/税務課長補佐

課長補佐級

前田一裕/企画観光課長補佐/おおわに山荘支配人兼務/企画観光課主幹/公社ニセク経営再建対策係長事務取扱 小田桐博文/住民生活課長補佐/建設課長補佐/生活環境係長/年金係長事務取扱 竹内勝治/農林課長補佐/農務係長事務取扱

主幹・係長級

原子信悦/企画観光課主幹/観光商工係長事務取扱 木田節子/企画観光課主任主査/保健福祉課主任主査 水木哲子/住民生活課主任主査/保健福祉課主任主査 石郷弘子/保健福祉課主任主査/企画観光課主任主査 山崎文字/保健福祉課主任主査/農業委員会主任主査 野呂裕子/建設課主任主査/建設課主査 須藤留里子/農業委員会主任主査/保健福祉課主任主査

主査級

長利清永/総務課主査/総務課主事 山中竜也/総務課主査/総務課付主事 青森県総務部市町村振興課主事 三浦直樹/企画観光課主査/企画観光課主事 山田みゆき/保健福祉課主任介護支援専門員/保健福祉課介護支援専門員

主事級

白川紀子/企画観光課主事/総務課主事 岩澤佳都/保健福祉課主事/住民生活課主事 看護師

看護師

対馬りさ子/町立大鰐病院総看護師長/町立大鰐病院看護師長

新採用

鈴木一広/町立大鰐病院内科医長 西村洋樹/町立大鰐病院理学療法士 落合 昂/町立大鰐病院臨時臨床検査技師 田村壮弘/町立大鰐病院臨時事務員 金谷 悠/町立大鰐病院臨時看護士

退職(3月31日付)

花田英一/定年退職/学務生涯学習課長/中央公民館長兼務 玉田順一/定年退職/会計管理者/会計課長 石戸谷整子/定年退職/町立大鰐病院主任主査 長尾秀明/定年退職/町立大鰐病院臨床検査技師長 山田芳博/定年退職/大鰐小学校業務員 畑中勝子/勲奨退職/町立大鰐病院准看護師 田中宗雄/普通退職/町立大鰐病院内科医長 工藤広子/普通退職/町立大鰐病院看護師 出町美奈子/普通退職/町立大鰐病院看護師

大鰐町選挙管理委員会だより

6月27日(日)は大鰐町長選挙の投票日です。

投票時間は午前7時～午後8時までです。

7月21日をもって任期満了となる町長選挙が、次のとおり行われます。

投票日 平成22年6月27日(日)
午前7時～午後8時まで

告示日 平成22年6月22日(火)

選挙人名簿登録資格

平成2年6月28日以前生まれで、今年3月21

日までに転入届けをした人。

立候補届出日・時間・場所

平成22年6月22日(火)、午前8時30分から

午後5時まで、町役場議場で受け付けます。

届出に関する事前説明会

平成22年5月28日(金) 午前10時

町役場議場で行います。

開票の日時・場所

平成22年6月27日(日) 午後8時50分

町中央公民館4階

期日前投票

投票日当日、仕事や用事等のため投票所で投

票することができない見込みの方は、事前に投

票することができます。

1)期間 平成22年6月23日(水)から6月26日(土)まで

2)投票時間 午前8時30分から午後8時まで

3)投票場所 大鰐町役場内 期日前投票所

不在者投票

投票日当日、仕事等で他の市町村に滞在中、又は指定病院・指定老人ホーム等に入院・入所中のため、投票所で投票することができない見込みの方は、不在者投票の請求をすることができます。

1)請求期限 平成22年6月26日(土)まで

(土・日曜日含む)

2)受付時間 午前8時15分から午後8時まで

3)請求先 大鰐町選挙管理委員会(町役場内)

親族等が代理人となり請求することができます。

また、告示日前でも請求できます。

問い合わせ先 大鰐町選挙管理委員会 ☎48 - 2111内線123(原子)



行事予報



5月

天候等による日程の変更にご注意ください。

15日(土)~23日(日)	第33回大鰐温泉つつじまつり(茶臼山公園、開会式15日)
22日(土)	増田手古奈記念大鰐温泉俳句大会「吟行の部」(中央公民館)
23日(日)	町立各小学校運動会
28日(金)	大鰐中学校運動会

6月

5日(土)	万国ホラ吹き大会(石の塔登山・大鰐温泉駅午前8時出発/ホラ吹き大会・鰐come 正午~)
27日(日)	大鰐町長選挙の投票日(町内各投票所・午前7時~午後8時)

第33回大鰐温泉つつじまつり



主催 大鰐温泉観光協会
 期間 平成22年 5月15日(土)~23日(日)
 場所 県立自然公園「茶臼山公園」

5月15日(土)	11時~ 開会式・テープカット 引き続き 大鰐中学校吹奏楽部演奏 13時~ 『園遊会』 大鰐保育園・和太鼓演奏 蔵館小学校キッズソーラン	(茶臼山公園頂上広場) (茶臼山公園頂上広場) (中央公民館) (中央公民館)
5月16日(日)	12時~ 大和たける歌謡ショー 14時~ 木田俊之歌謡ショー	(茶臼山公園中間広場) (茶臼山公園中間広場)
5月22日(土)	11時~ おおわに文化幼稚園・あじゃら中央保育園鼓隊演奏 13時~ 大鰐小学校マーチングバンド	(茶臼山公園中間広場) (茶臼山公園中間広場)
5月23日(日)	12時~ 対馬明子・寺本智恵 津軽三味線手踊り 13時~ 祭姫會よさこいソーラン 14時~ 大鰐中学校吹奏楽部演奏	(茶臼山公園中間広場) (茶臼山公園中間広場) (茶臼山公園中間広場)

詳しくは 大鰐温泉観光協会(大鰐町役場企画観光課内 ☎48-2111内線235)

参加者募集中!!

第15回 万国ホラ吹き大会・石の塔へ行こう



ホラも吹かねば世の中つまらん

開催日 6月5日(土)

石の塔登山 ……大鰐温泉駅前より午前8時出発(バス)
 ホラ吹き大会 ……会場「鰐come」正午から

イベント参加のお申し込みは下記まで

詳しくは 万国ホラ吹き大会実行委員会事務局(大鰐町役場企画観光課内 ☎48-2111内線232前田)

れる有力な人材を「公募」により確保し、労働条件を整備し安定した職場として提供する事を目指しています。

農作業従事期間 平成22年5月中旬から11月収穫終了まで(約6ヶ月間)

農作業従事内容(りんご作業に限ります) りんご摘果作業(5月~7月)・葉摘み作業(8~10月)・収穫作業(11月)

農作業時間 原則午前8時から午後5時まで(途中休憩を含みます)

年齢制限など 年齢制限はありませんがりんご梯子を操り農作業に適している方

農作業賃金 時給633円以上

園地通勤方法 送迎は致しませんので通勤可能な方(別途通勤手当は考慮いたします)

採用方法など 面接の上選考して採用を決定いたします。

詳しくは J A つがる弘前無料職業紹介所事業 許可番号02-ム-030004号 指導部指導課 ☎86-1053(佐々木・小堀)

改正育児・介護休業法

平成22年6月30日本格施行!!

改正点・・・その1

3歳までの子を養育する労働者について、「短時間勤務制度(1日6時間)」や「残業の免除制度」が利用できます。

子の看護休暇制度は、小学校就学前の子が一人であれば年5日、二人以上であれば年10日利用できます。

改正点・・・その2

両親がともに育児休業を取得した場合、休業の取得期間が1歳2ヶ月まで(最長取得期間は1年間)と長くなります(パパママ育

休プラス)。

お父さんが子どもの出生後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度の育児休業取得が可能になります。

お母さんが専業主婦や育児休業中でも、お父さんも育児休業が取得できます。

改正点・・・その3

介護休暇制度が創設されます(要介護状態の家族が一人であれば年5日、二人以上であれば年10日まで、休暇を利用できます)。

改正点・・・その4

育児休業等に関する労使間のトラブルは紛争解決援助制度を利用できます。

法違反企業に対する企業名の公表制度や、労働局長の報告の求めに応じなかったり虚偽の報告をした企業に対する過料制度があります。

改正内容のうち、「改正点その1」の及び「改正点その3」は、従業員規模が100人以下の企業は平成24年7月1日施行

詳しくは 青森労働局雇用均等室 ☎017-734-4211

地上デジタル放送視聴のための簡易チューナー給付について

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送がまだご覧にならない方に対して、簡易な地上デジタル放送対応チューナーの無償給付などの支援を行ないます。

(1)支援の対象となるのは?

日本放送協会(NHK)の受信料の全額免除を受けている、又は受けられる世帯で、以下の世帯が対象です。

生活保護などの公的扶助を受

けている世帯

障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が町民税の非課税措置を受けている世帯

社会福祉事業施設に入所されている世帯

すでに、地上デジタル放送を視聴されている世帯は支援の対象外です。

(2)受けられる支援の内容は?

現在お持ちのアナログテレビに取り付ける「簡易なチューナー」を無償給付します。

アンテナ改修等が必要な場合にはその支援も行います。

(3)支援受付期間は?

郵送での申し込みとなりますが、その期間は、平成22年4月19日から平成22年7月2日(消印有効)となっております。

(4)ご注意いただきたい点

・支援の申込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。なるべく早めに契約手続きをお願いいたします。

・支援は現物支給でNHKが委託した業者が取り付けることとしています。ご自身で購入したチューナー、アンテナ等の費用を精算することはできません。

支援申込み先

下記により申込書を入手して下さい。

総務省地デジチューナー支援実施センター ☎0570-033840へ連絡すれば申込書が送付されます。

大鰐町役場保健福祉課 ☎48-2111内線320及びお近くのNHK窓口にも用意しています。

お詫び 広報4月号の表紙(写真)の使用について、配慮に欠けるものであったことをお詫びいたします。
大鰐町役場企画観光課

INFORMATION

おしらせ

平成22年度婦人科・複合 検診の申し込みはお済み ですか

検診の申し込みをされた方には先日問診票等を郵送しておりますが、まだ問診票等が届いていない方や、申し込み期間に不在等の理由でまだ申し込みをされていない方はご連絡ください。

また、問診票が届いた方で日時の変更を希望される方もご連絡ください。

詳しくは 町役場保健福祉課
健康推進係 ☎48 - 2111内線309

国民健康保険をご利用の 皆様へ

平成22年度特定健診受診票が配布されます。

特定健診(特定健康診査)の受診に必要な受診票を送付いたします。今年度は、平成22年4月1日時点で大鰐町の国民健康保険に加入している年齢が40歳以上75歳未満までの方すべてに、大鰐町国民健康保険特定健診の受診票を5月中旬にかけて皆様の自宅にお送りいたします。

6、7月の大鰐町特定健康診査(集団検診)の受診を希望している方は…特定健診受診の際、今回送付された「受診票」を必ずお持ちください。

6、7月の大鰐町特定健康診査(集団検診)の受診を希望しない方は…町の特定健診の受診を希望しなくても送付されます。個

人的に、町内の医療機関であれば町の集団検診とは別に特定健康診断を受診する事が出来ます。

特定健診の受診票に関する
ことについては…

詳しくは 町役場保健福祉課
国保係 ☎48 - 2111内線313・317
(須藤・石郷)

国民健康保険の軽減制度 について

平成22年度より倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた方について、国民健康保険税の軽減を実施することになりました。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、次のどちらかの失業給付を受給される方です。

雇用保険の特定受給資格者
(例:倒産・解雇などによる離職をされた方)

雇用保険の特定理由離職者
(例:雇い止めなどによる離職をされた方)

軽減額は？

国民健康保険税の基準となる前年所得のうち給与所得を30/100として計算します。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間になります。

雇用保険の失業等給付の受給資格期間とは異なります。また、国民健康保険に加入している期間のみ軽減の対象となりますので、新たに会社等の健康保険に加入することで国民健康保険を脱退すると自動的に軽減期間も終了いたします。

失業者等の国民健康保険税の軽減については…

詳しくは 町役場保健福祉課
国保係 ☎48-2111内線316(福田)

認知症サポーター養成講座 開催希望者募集!!

認知症になっても安心して暮らせる町づくりには、たくさんの「認知症サポーター」が必要です。

「認知症サポーター」とは、なにか特別なことをする人ではありません。認知症を正しく理解するために、1時間程度のお話を聞いていただき、認知症の方や家族を温かく見守る応援者となります。

そこで、サポーターになるための講座開催を希望する企業・団体などを随時募集していますので、お気軽にお問い合わせください。

受講対象者 小学生以上の方(企業・団体・公共サービス機関・商店街・老人クラブ・ボランティア・学校関係・地域住民の集まりなど、できるだけ5名以上)

開催日 原則平日で、希望される日(日程調整のため希望日の1ヶ月前までの申込み)

開催場所 希望される場所(講師が出張します)

時間 60~90分程度

参加料 無料

詳しくは 町役場保健福祉課
地域包括支援係 ☎48 - 2111内線
331・332

平成22年用「農作業従事者 募集」について

組合員の高齢化や作業従事者(ヘルパー)の高齢化など農業経営を行う上で農作業従事者が減少して不足状況が慢性化しつつあります。

J Aつがる弘前では「無料職業紹介所事業」を通して農業に携わ

1歳の誕生日

【地区・大鰐】

三浦善幸・和佳 さんの子

ふうと
楓燈 ちゃん
(平成21年 5月 9日生まれ)



大好きな姉ちゃんと
ハイ・ポーズ!!
かわいい前歯をキラリと光らせ
毎日元気に遊んでいます

戸籍の窓口

3月受付分



お誕生おめでとう
お子さん(父または母)地区名

- | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 対馬 陽 <small>ひな</small> 斗 <small>と</small> (男・亮)八幡館 | 白川 愛 <small>あ</small> 紗 <small>さ</small> 女・尚克(唐牛) | 山口 桜 <small>はる</small> 輝 <small>か</small> (男・憲人)虹貝 | 齋藤 希 <small>の</small> 桜 <small>か</small> 女・貴之(大鰐2) | 成田 来 <small>く</small> 未 <small>み</small> 女・正樹(蔵館1) | 佐々木 テ <small>ツ</small> (92歳)森山 | 成田 義雄(79歳)蔵館1 | 村上 正治(73歳)蔵館1 | 松岡 貞藏(81歳)元長峰 | 小形 省三(60歳)鯖石 | | | |
| 油川 孝男(71歳)大鰐6B | 田中 マサ(81歳)大鰐7A | 成田 キセ(92歳)九十九森 | 外崎 タカ(97歳)三ツ目内 | 大川 セツ(82歳)長峰 | 水木 キヨ(88歳)苦木 | 三浦 源一(83歳)大鰐10 | 藤田 清一(76歳)三ツ目内 | 木田 幸雄(74歳)三ツ目内 | 佐々木 フサ(81歳)大鰐8 | 小笠原 リセ(79歳)大鰐6B | 須藤 ミドリ(83歳)蔵館5B | 山口 銀造(84歳)虹貝 |

おくやみもうします
亡くなった人(年齢)地区名

暮らしの情報

【消費者からの相談事例】見守り新鮮情報第79号

アフリカントラスト、アフリカン パートナーの社債に手を出すな!

(平成21年10月・関東地方)

「アフリカントラスト」という会社から、会社案内や株式転換社債申込書などが送られてきた。その後、複数の業者から、アフリカントラスト社の転換社債は、資料が送られた49人しか買えない。額面の3〜4倍で買い取ると言われたので、150万円分購入した。その後、600万円分にして譲って欲しい。1千万円以上でなければ投資家に転売できない。今は1千200万円〜1千500万円の投資家しかいないなどと言われ、次々と社債を購入し合計で1千万円支払ってしまったが、結局、買い取りはされなかった。(70歳代 男性)

ひとつと助言
見守り新鮮情報63号で手口について情報提供しましたが、苦情相談が続いているため、会社名を挙

げてアフリカントラスト社「アフリカンパートナー」の社債に関する注意を呼びかけるものです。契約当事者の8割が60歳以上です。この2つの会社は合併し、現在の登記上の社名は、「ワールド・リソースコミュニケーション」ですが、未だに、存在しない旧社名の社債を販売しています。「社債を買い取る」という買い取り業者の電話には耳を貸さないでください。見知らぬ業者が自宅の電話番号を知っていることを疑ってかかってください。心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

消費生活のご相談は

困ったときは、
おたすけセンター
消費者ホットライン
☎0570-064-370

☎03-3446-0999	国民生活センター相談部	045-000-3343	青森県消費生活センター
☎03-3446-0999	弘前相談室	017-722-3343	青森県消費生活センター
☎03-3446-0999	国民生活センター相談部	045-000-3343	青森県消費生活センター

大鰐町の人口と世帯数

平成22年3月末日現在	
人口	11,694人
前月比	(-24)
男女	5,395人
世帯数	4,295世帯
前月比	(-5)

発行 大鰐町役場(〒038-0292 青森県 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五番地三) 編集 企画観光課 ☎0172-482211(代)